

令和8年8月3日

世田谷区

個人住民税及び軽自動車税課税業務委託に係るプロポーザル募集要領

1 業務の概要

(1) 契約予定件名

個人住民税及び軽自動車税課税業務委託

(2) 目的

課税課が取り扱う郵便物や各種資料の管理、点検等の様々な課税補助業務を委託することにより、個人住民税及び軽自動車税に関する業務の効率的、安定的な運営を図ることを目的とする。

(3) 業務概要

郵便物等の受領、開封、仕分、発送、および、確定申告書、給与支払報告書、年金支払報告書等の各種課税資料の仕分、補記、点検等の課税補助業務を行うものである。

詳細は、別紙参考仕様書のとおり。

(4) 履行期間

令和8年10月から令和9年3月まで。

本件契約業務については、令和9年4月以降も、令和11年9月までを限度として、本件プロポーザルにおいて選定された事業者と交渉の上、随意契約を締結する予定がある。

契約は各会計年度単位において締結するものとし、各年度の予算配当があること、及び、前年度までの履行状況が良好であることを条件とする。

なお、以下の点に留意すること。

- ・ 世田谷区役所本庁舎等整備工事の進捗により、作業場所が変更になる場合がある。

(5) 提案限度額

148,500,000円（令和8年10月～令和9年3月）

提案額（見積額）が提案限度額を超過した場合は失格とする。

2 プロポーザル方式を採用する具体的理由

本業務は区民生活に直結する重要なものであり、作業の誤りや遅延は区政に対する信頼を失墜させるとともに、区の業務にも多大な影響を及ぼすことになるため、特に正確かつ迅速な事務処理が求められる。そのため、本件受託者には委託業務の進捗を適正に管理し、

効率よく効果的に実施するため、高度な業務実施プロジェクトマネジメントが可能であること、十分な履行体制が確保できること等の能力が必要不可欠である。

それらに関する知見、ノウハウ、人員体制等の水準により、委託業務の品質に大きな違いが出てくることが想定されることから、本業務を委託するにあたり最適な提案が得られるよう、プロポーザル方式により選定を行う。

3 参加資格要件

参加表明書提出時において、次に掲げる条件を全て満たすこと。

- (1) 令和3年度以降、人口20万人以上の自治体で、個人住民税当初課税事務において、課税支援業務の受託実績があること。なお、参加表明書提出にあたっては、当該実績を有していることが確認できるもの(契約書の写し等)を担当課あてに提出すること。
- (2) (財)日本情報経済社会推進協会「プライバシーマーク」又は「情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)適合性評価制度」の認証を取得(取得申請中を含む)していること。(証明するものを提出すること。)
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合も含む)の規定に該当しないこと。
- (4) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (5) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (7) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員及びそれらの者と関係を有する者ではないこと。
- (9) 「個人住民税及び軽自動車税課税業務委託事業者審査委員会」の委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている事業者でないこと。委員会の構成員は以下の通り。
委員長：財務部長 田村 朋章
委員：財務部課税課長 星谷 康平
委員：財務部納税課長 三平 公則

4 説明書(参考仕様書等)並びに参加表明書の交付期間、場所及び方法

(1) 担当課

世田谷区財務部課税課

〒154-8504 世田谷区世田谷4丁目21番27号 世田谷区役所第2庁舎 1階

電話：03-5432-2163 FAX：03-5432-3037

(2) 説明書（参考仕様書等）の交付期間、場所及び方法

① 期間

令和8年8月3日（月）から8月14日（金）まで
（土日祝日を除く。午前9時～午後5時まで）

② 場所

4（1）に同じ。

③ 方法

来庁又は電話問合せに対して、希望者に無償配布する。
（世田谷区ホームページからのダウンロードも可）

(3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び方法

① 提出期限

令和8年8月14日（金）午後5時まで（必着）

② 提出場所

4（1）に同じ。

③ 方法

別途指定する様式に、事業者名、所在地、連絡先、部署名、担当者名及び地方公共団体への導入実績等を明記し、必要書類を添付のうえ、持参または郵送により提出すること。

郵送する場合は、期限内必着とする。未着や遅延については、理由を問わず提出を受け付けない。また、必ず「特定記録郵便」もしくは「書留郵便」とし、令和8年8月14日（金）午後5時までに送付物の到着確認を電話により行うこと。

5 提案書の提出者を選定するための条件

本件では提案提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

参加事業者の資格を確認後、各参加表明者宛にメールおよび郵送にて提案招請通知を発送する。（8月17日発送予定）

6 質問回答

(1) 提出期限

令和8年8月21日（金） 午後5時まで（必着）

(2) 提出方法

質問票（様式第3号）を招請通知記載の世田谷区課税課のメールアドレスあてに送付すること。

(3) 回答日および回答方法（予定）

令和8年8月25日（火）に、質問社名を伏せた形で、質問及び回答を全ての参加事業者に電子メールで送付する予定である。

7 提案書の提出期限、提出場所及び方法

(1) 提出期限

令和8年9月7日（月）午後5時まで（必着）

(2) 提出場所

4（1）に同じ

(3) 方法

原則招請通知記載の世田谷区課税課のメールアドレスあてに送付。なお、特段の事情がある場合には、持参または郵送も可とする。

郵送する場合は、受付期間内必着とする。未着や遅延については、理由を問わず提出を受け付けない。また、必ず「特定記録郵便」もしくは「書留郵便」とし、令和8年9月7日（月）午後5時までに送付物の到着確認を電話により行うこと。

(4) 提出部数

① メールで提出する場合

提出物：正本1部、副本1部

② 持参又は郵送で提出する場合

提出物：正本1部、副本11部

③ 提案書に関する注意点

ア 提案書に係る担当責任者を指定し、正本の提案書にのみ、氏名及び連絡先（電話番号、メールアドレス）等を明記すること。

イ 副本の提案書については、会社名等が特定される記載がある場合は、その部分をマスキングして提出すること。

ウ 提案書は、A4両面印刷で50ページ以内（表紙はページ数に含めない）で作成すること。

エ 提案書を持参又は郵送で提出する場合は、ホチキス止めして提出すること。（ファイル等は不要）

8 提案書を特定するための評価基準

ア 委託内容に関する基本方針について

イ スケジュールについて

ウ 円滑な執行体制について

- ・人員体制（責任者の設置、配置人数、資格・経験等）
- ・一時的に計画を上回る業務が発生した場合の対応
- ・欠員等が生じた場合の対応
- ・従事者の育成方法
- ・障害、事故、災害等の一般的なリスクに対する対応

エ 業務設計・準備業務

- ・法改正への理解・業務への影響と対策
- ・準備期間における人員配置

- ・打合せ等の頻度・進め方
- ・業務マニュアルの作成方法
- ・業務知識、システム運用の習熟、向上に向けた研修の実施
- ・業務のテスト方法
- ・個人情報保護に対する研修の実施
- オ 運営業務・運営管理業務
 - ・スケジュール管理
 - ・ミス防止のための取組み
 - ・ミス発生時の対応
- カ リスク管理
 - ・個人情報保護の考え方、管理体制
 - ・情報漏洩等が発生するリスクの想定とその対策
- キ 改善提案等その他企画提案

「参考仕様書」記載の受託業務の品質確保及び品質の向上に関する内容や本事業の目的及び本区の特性に応じた独自の企画提案
- ク 類似業務の受託実績
- ケ 見積内容および金額の妥当性
- コ 参考仕様書に記載された項目以外の提案（ある場合のみ）

9 審査方法

上記8の評価基準に基づき提案書を評価し、当該事業及びそれに付随する費用の見積書を含めて総合的に評価する。

10 審査委員会

委託事業者の提案書を審査するにあたり、所管部長、所管課長、関係課長からなる個人住民税及び軽自動車税課税業務事業者審査委員会を設置する。

11 決定通知

審査結果は、令和8年9月10日頃、文書にて通知する。

12 プロポーザル実施日程

- 令和8年8月 3日（月） 手続開始の公告
- 8月 3日（月） 説明書（参考仕様書等）の配付開始
- 8月14日（金） 提案参加申込締切
- 8月17日（月） 参加資格確認及び招請通知発送
- 8月21日（金） 質問締切（参加事業者からのみ受け付ける）
- 8月25日（火） 質問回答（予定）
- 9月 7日（月） 提案書等提出締切（参加事業者からのみ受け付ける）

9月10日（木）審査結果通知

10月 1日（木）頃 契約締結

※ 進捗状況等により変更する可能性がある。

13 その他

（１）手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る

（２）契約保証金

免除

（３）契約書作成の要否

要

（４）当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無

（５）関連情報を入手するための紹介窓口

4（１）に同じ

（６）費用負担

参加申込書及び提案書の作成並びに提出にかかる業者の費用については、世田谷区では一切負担しない。

（７）提出物の取り扱い

本選定の過程において業者から提出された資料等については返却しない。

（８）透明性、公平性の確保

透明性、公平性を確保する観点から、本案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の称号・名称、並びに提案書を特定した理由（審査経過等）については、世田谷区情報公開条例（平成13年3月13日、世田谷区条例第6号）の規定に基づき第三者に開示する場合がある。

（９）契約

事業者選定後、世田谷区と優先交渉権を付与された事業者の協議により、最終的な仕様を決定し、後日契約する。

（10）労働報酬下限額

本件は、単年度で予定価格 2,000 万円以上の、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象案件である。

14 担当課

世田谷区財務部課税課

電 話：03-5432-2163

FAX：03-5432-3037

※問い合わせは、土日・祝日を除く午前9時から午後5時まで